

基礎から確認！働き方改革関連法Ⅰ

～リスクを減らす労働時間管理～

〔長時間労働に潜むリスクと長時間労働削減に向けての労働時間管理〕



Ito HR Institute

社会保険労務士法人伊藤人事労務研究所

目次

1. 近年の長時間労働(過重労働防止)に関する主な法令・労働行政の動向	3. 長時間労働をなくすための労働時間管理
1-1. 過重労働防止に関する近年の主な労働行政システムと監督状況P.3	3-1. 長時間労働となりやすい原因P.19
1-2. 長時間労働削減に関する行政の動向P.4	3-2. 時間外労働削減のための取り組み状況P.20
1-3. 労働基準監督署による監督指導の主な流れP.5	3-3. 時間外労働削減のための取り組みと実労働時間の関係P.21
1-4. 長時間労働のもたらすリスクやデメリットP.6	3-4. 時間外労働削減の取り組みの具体例P.22～P.25
	3-5. 時間外労働削減のポイントP.26
2. 労働時間に関連する基礎知識(労働基準法、労働安全衛生法等)	3-6. 長時間労働削減に向けた取り組み内容の点検P.27
2-1. 労働時間とはP.8	3-7. 長時間労働削減に向けた労務管理の実務P.28
2-2. 法定労働時間と所定労働時間P.9	
2-3. 法定休日と所定休日P.10	
2-4. 時間外労働及び休日労働と36協定P.11	
2-5. 36協定の限度時間及び特別条項P.12	
2-6. 過労死の労災認定基準P.13	
2-7. 労働時間の把握義務P.14～P.15	
2-8. 安全配慮義務P.16	
2-9. 長時間労働者に対する面接指導P.17	

1. 近年の長時間労働(過重労働防止)に関する 主な法令・労働行政の動向

1－1.過重労働防止に関する近年の主な労働行政システムと監督状況

2015年末に発生した広告代理店における過重労働による過労死自殺という痛ましい事件が大きく注目されたこともあり、近年、過重労働防止に向けた動きが加速しています。ここ数年における政府及び行政の具体的な施策は以下のとおりです。

2015/12/25	広告代理店の入社1年目の女性社員が投身自殺。
2016/4/1	月残業100H超から月80Hに監督対象を拡大。 厚労省労働基準局に「過重労働撲滅特別対策班(通称「かとか」)」を設置。
2016/9/30	三田労基署が、上記投身自殺者に対して労災認定。 10/7にこの労災認定に対する記者会見を行う。→マスコミ報道
2016/12/26	「過労死等ゼロ」緊急対策⇒詳細は次ページにて。
2017/1/20	「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(2017.1.20基発0120第1号) 「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(2017.1.20基発0120第3号)
2017/3/30	「労働基準関係法令違反に係る公表事案のHP掲載について」(2017.1.30基発0330第11号) →5/10:労働基準関係法令違反に係る事案を公表(334社)
2017/6/1	労安衛則(改正)の施行→長時間労働者に関する情報の産業医への提供(52の2第3項)等
2018/6/29	「働き方改革関連法案」成立

1-2.長時間労働削減に関する行政の動向

厚生労働省は2014/9/30付で「長時間労働削減推進本部」を設置、それ以降、長時間労働の撲滅に向けて様々な取り組みを行っています。

1. 指導監督体制の強化

- ・東京労働局・大阪労働局に過重労働撲滅対策特別班(「かとか」)を設置(2015/4月～)
- ・監督指導の対象について、時間外労働の基準を月100H超から月80H超に下げる。

【かとか発足以降の主な刑事処分事案】

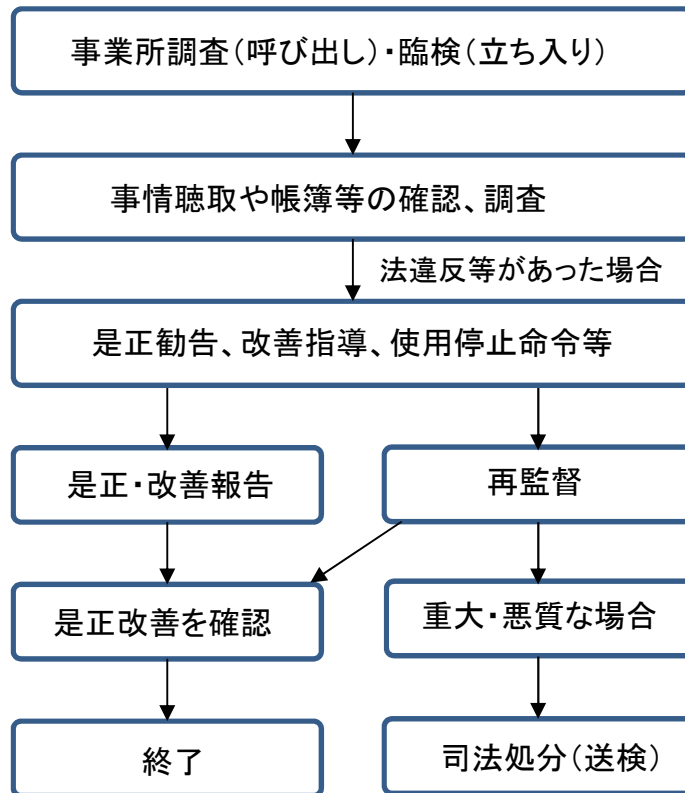
企業名	書類送検	起訴・不起訴/結果
A社	法人、労務担当取締役、店舗責任者2名	法人：略式起訴(2016/1/14)、罰金50万円の略式命令(2016/2/16) 労務担当取締役ら：不起訴処分
B社	法人、支社長3名、店長5名	法人：略式起訴(2016/10/13)、罰金50万円の略式命令(2016/10/26) 執行役員ら8名：不起訴処分(2016/10/13)
C社	法人、直属の上司ら3名	法人：判決(2017/10/6) 上司ら：不起訴処分(起訴猶予)
D社	法人、幹部2名	法人：略式起訴(2017/7/5)、幹部：不起訴処分(起訴猶予)

2. 企業名公表制度の強化

- ・「過労死等ゼロ」緊急対策を発表[2016/12/26]。3つの方針が打ち出される。

- ①違法な長時間労働の是正……労働時間の適正把握に関する新ガイドラインの策定(2017/1/20公表)
- ②メンタルヘルス、パワハラ防止対策
- ③過労死ゼロの取組みの強化……2017/1/20 違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対し、都道府県労働基準局長等による指導の実施及び企業名を公表する旨の通達が出された。

1-3.労働基準監督署による監督指導の主な流れ



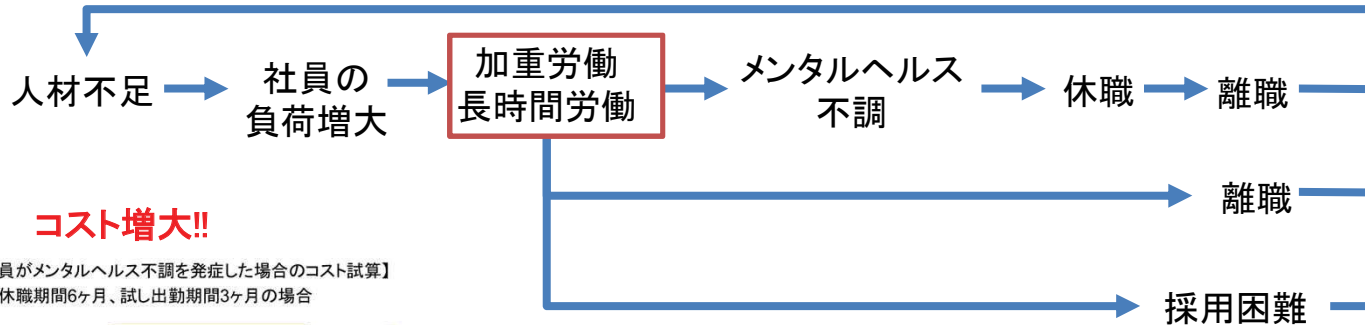
【主な調査事項の例】

- ①労働時間の管理方法
タイムカード・ICカード、自己申告制など、どのように確認・記録しているか など
- ②労働時間を適正に把握しているか
自己申告制の場合、申告時間と実労働時間の乖離はないか、乖離がある場合に、その原因を確認しているか など
- ③36協定にかかる事項
36協定が締結されているか、限度基準が遵守されているか、特別条項の運用が適切か など
- ④時間外労働について
実績の有無、時間外労働の程度、過重労働と認められるような勤務状況の有無 など
- ⑤サービス残業等に関する事項
労働時間の適性把握がなされているか、割増賃金が適正に計算されているか、定額残業代を導入している場合、その運用が法令等に基づいているか など

1-4.長時間労働のもたらすリスクやデメリット

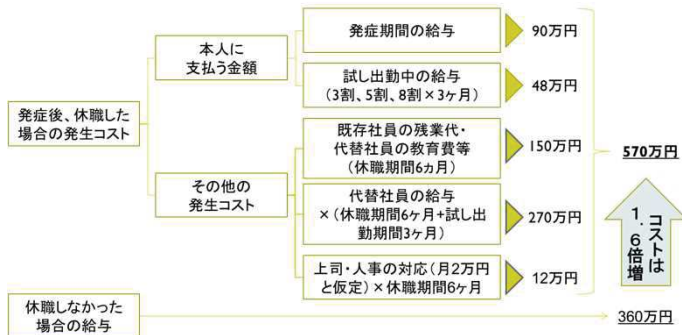
長時間労働が続くと企業内部で何が起こるか。

負のループ!!



コスト増大!!

- 【年収360万円の社員がメンタルヘルス不調を発症した場合のコスト試算】
- 発症期間3ヶ月、休職期間6ヶ月、試し出勤期間3ヶ月の場合



レピュテーションリスク!!



ネット炎上のメカニズム例



企業業績や成長性に大きな影響を与える！